

職員の懲戒処分等について

1 事案の概要及び処分等

令和2年3月に、当時横浜市立中学校に在籍していた生徒が自殺した事案に関し、当該校において、いじめの認知に関する理解不足があり、当時、当該生徒に関するいじめの認知がなされず、組織的な対応が不十分であった。また、教育委員会事務局においては、令和2年4月の段階でいじめ防止対策推進法第28条第1項に基づいた重大事態として捉え、速やかに同法に則った調査の実施などの対応を取らなかった。当該基本調査についても、その結果に関する遺族への報告原稿において、「いじめ」の文言の削除を指導するなど、同法第24条に基づいた適切な対応を取らなかった。

	当時の補職	処分等の内容	
本人処分	令和2年度の人権健康教育部長	懲戒処分 (相当を含む。)	減給10分の1 1箇月相当 (既退職のため)
	令和2年度の当該校所管学校教育事務所長		減給10分の1 1箇月
	令和2年度の人権教育・児童生徒課長		戒告相当 (既退職のため)
	令和2年度の当該校所管学校教育事務所 指導主事室長		戒告相当 (既退職のため)
	令和2年度の当該校校長		戒告相当 (既退職のため)
	令和2年度の人権教育・児童生徒課 担当課長	人事的措置 (相当を含む。)	教育長文書訓戒
	令和2年度の人権教育・児童生徒課 担当課長		教育長文書訓戒相当(※)
監督者 処分	令和2年度の教育次長		教育長文書訓戒相当 (既退職のため)

上記のうち懲戒処分については、令和6年9月5日付横浜市報に登載予定です。 ※現在の所属人事所管部署にて対応

前教育長については、本事案の管理監督者としての責任に関して、市長による文書の手交が行われました。

2 しもだ やすはる 下田 康晴 教育長コメント

本事案に関して、亡くなられたお子様と御遺族及び関係者の皆様に心よりお詫び申し上げます。  
今回、教育委員会として適切な対応を取らなかったことを深く反省し、教育委員会・学校全体の意識改革と組織力の向上を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。

(参考)

**本事案の対応経過に関する調査結果のホームページへの掲載**

○ホームページ掲載日時 令和6年8月23日(金)17時予定

○掲載URL ※掲載期間6か月

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.html>

お問合せ先		
(教育委員会事務局職員の処分について)	教育委員会事務局職員課	Tel 045-671-4168
(校長の処分について)	教育委員会事務局教職員人事課	Tel 045-671-3244
(本事案の対応経過に関する調査結果について)	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課	Tel 045-671-3724